



防犯ボランティア保険について

この保険に、ご加入いただける
団体様には、条件がございます。

パンフレットの2ページに記載がござ
いますので、ご覧ください。

また、滋賀県内の窓口は、当協会と
なっておりますので、ご加入をお考えの
団体様は、滋賀県防犯協会までご連
絡を賜いますよう、ご案内申し上げま
す。

連絡先

公益社団法人 滋賀県防犯協会
事務担当 園田 和代
電話 077-525-6529

防犯協会員のみなさまへ

『防犯協会員団体総合補償保険制度』

ご加入のご案内

(レクリエーション参加者傷害保険・施設所有管理者特約セット賠償責任保険)

**防犯活動中のケガ、賠償事故から
あなたをお守りします。**



*
* **【本制度の特長】** *
* * * * *

* **1. 割安な保険料** *
* * * * *

保険料は年間165円、305円、635円の3種類。お得な保険料です！

* **2. 充実の補償** *
* * * * *

防犯活動中およびその行き帰りのケガから、第三者への賠償責任まで幅広く補償。

* **3. いつでも中途加入可能** *
* * * * *

毎月1日付で中途加入することができます。

*
* [傷 害] 2022年 6月 1日 午前 0時から *
* 2023年 5月31日 午後12時まで *
* [賠償責任] 2022年 6月 1日 午後 4時(新規加入の場合は午前0時)から *
* 2023年 6月 1日 午後 4時まで *

保険契約者 公益財団法人 全国防犯協会連合会



損害保険ジャパン株式会社

■本制度の趣旨

全国で防犯活動をされている方のための総合補償保険制度です。
防犯活動に従事する方が、その活動中の事故によりケガをしたり、法律上の賠償責任を負った場合にこれを補償し、安心して活動に従事できる環境を整備することを目的としています。

■被保険者（保険の対象となる方）

下記に該当する方が対象となります。

- ① 防犯協会役員・地区防犯協会長から委嘱を受けた防犯協会員
- ② 防犯活動を行う者として、地区防犯協会または警察署に登録された方
- ③ ①および②の方が防犯活動を行う際の協力者
(保険加入時点で名前が確認できる方にかぎりませす。)

なお、報酬を得て事務局に常勤する職員等は対象となりません。

■保険金額と保険料

(被保険者1名につき、保険期間1年間 一時払)

区 分		A型	B型	C型	
保 険 金 額	傷 害	死亡・後遺障害	300万円	600万円	1,500万円
		入院保険金日額	3,000円	6,000円	7,500円
		手術	入院中に受けた手術：入院保険金日額の10倍 / 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	5,000円
賠 償	対人（身体）賠償	1名2,000万円		1事故1億円	
	対物（財物）賠償	1事故200万円			
保 険 料		165円	305円	635円	

※賠償事故の場合、自己負担額（免責金額）は1事故につき1,000円とします。
満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

■加入方法

お手続きの流れ

- ① 所定の加入依頼書および被保険者名簿を作成してください。
- ② 加入する被保険者全員分の保険料を一括して以下の振込先、又は都道府県防犯協会が指定した口座にお振込みください。

【保険料の計算方法】 加入月日、型に該当する保険料（右記保険料表より） × 被保険者人数

<例> 6月1日加入、C型、100名 <例> 10月1日加入、A型、100名
 635円×100名=63,500円 110円×100名=11,000円

- ③ 上記の加入依頼書（原本）、被保険者名簿と、振込用紙（控）（写）を地区防犯協会等を通じて、都道府県防犯協会に提出してください。
- ④ 被保険者名簿、振込用紙（控）を、加入の証として、必ずお手元に保管してください。
(領収証、被保険者証は交付しません。)

【保険料の振込先】

- ◆ みずほ銀行 本郷支店
 - ◆ 普通預金 2885524
 - ◆ 公益財団法人全国防犯協会連合会（口座名義の法人略語 ザイ）ゼンポウレン
- ※振込手数料は、お振込金額が1,000円以上の場合、保険料から差引いてお振込みください。
(1,000円未満の場合は、ご負担をお願いします。)

※必ず団体名でお振込みください。

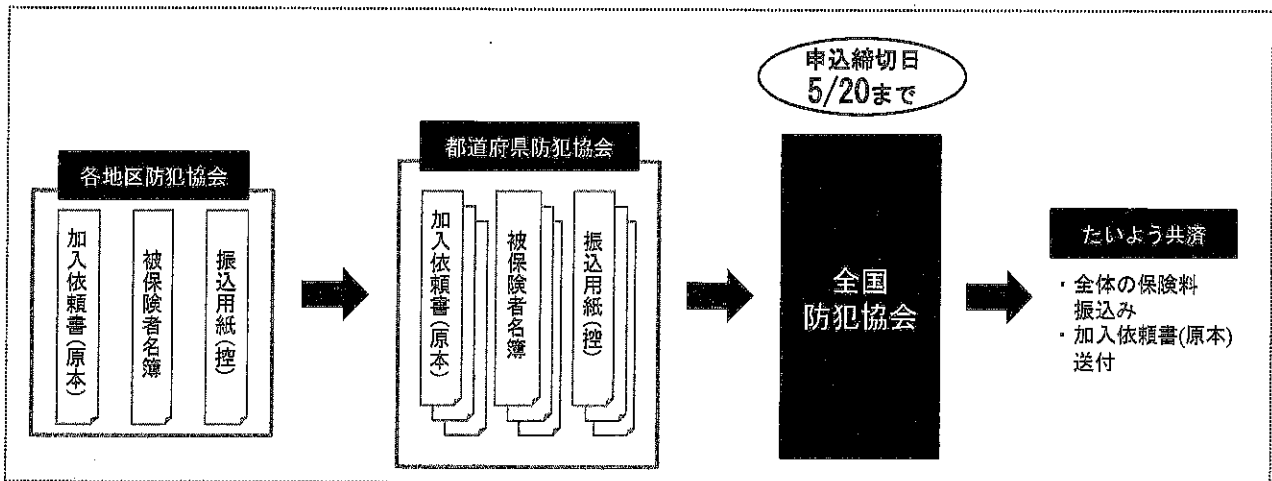
申込締切日

2022年5月20日（金）

《ご注意ください！》

全国防犯協会へ①または②のどちらか1つでも申込締切日に間に合わなかった場合は、6月1日からの加入はできませんのでご注意ください。

- ① 「加入依頼書(原本)」の到着 ② 「保険料」の振込み



■中途加入

翌月の1日付で毎月中途加入することができます。

- 申込締切日 毎月20日
※ 20日が土日祝の場合は、その前日になります。
- 保険期間 申込日の属する月の翌月1日午前0時から
2023年5月31日午後12時（賠償部分は6月1日午後4時）まで
保険料表の通りとなります。
- 保険料 ※ お手続き方法と保険料のお支払方法については、
6月1日からの加入の場合と同じです。

中途加入 保険料表

（被保険者1名あたり）

加入月日	未経過月数	A型	B型	C型
6月1日	12か月	165円	305円	635円
7月1日	11か月	152円	280円	582円
8月1日	10か月	138円	255円	530円
9月1日	9か月	124円	229円	476円
10月1日	8か月	110円	203円	423円
11月1日	7か月	97円	178円	371円
12月1日	6か月	83円	153円	318円
1月1日	5か月	69円	127円	264円
2月1日	4か月	55円	102円	212円
3月1日	3か月	42円	77円	159円
4月1日	2か月	28円	51円	106円
5月1日	1か月	14円	25円	53円

■お支払いの対象となる事故

防犯協会員団体総合補償保険制度では下記①～③の間に被った損害について保険金をお支払いします。

- ① 防犯協会または警察が時および場所を指定して依頼した防犯活動（防犯パトロールなど）
- ② 防犯活動等が行われる場所と被保険者の住居との間の通常の経路の往復
- ③ 警察への通報連絡活動

<1> 傷害保険

■お支払いの対象となる事故

保険の対象となる方が上記①～③の間に被った「急激」かつ「偶然」な「外来」の事故によりケガをされた場合等に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院保険金をお支払いします。

※「急激かつ偶然な外来の事故」について

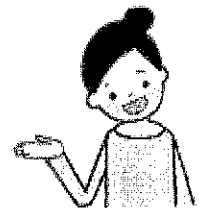
- ◆「急激」とは、突発的に発生することであり、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- ◆「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- ◆「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

■ お支払事例 ○

ケース1. 自動車で防犯活動中、電柱にぶつかり自分自身が負傷。

ケース2. 自転車で防犯活動に向かう途中に転倒し骨折。

ケース3. 夜間パトロール中、対向してきた自転車をよけた際、溝に落ち骨折。



■ お支払いの対象とならない事例 ×

ケース1. 防犯パトロール中、脳卒中を起こして転倒し、入院。

※急激かつ偶然な外来の事故に当てはまらない場合は、お支払いの対象とはなりません。
(その他、靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等はお支払いの対象とはなりません。)

<2> 賠償責任保険

■お支払いの対象となる事故

保険の対象となる方が、上記①～③の活動中に第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったことによって被る損害を補償します。

■ お支払事例 ○

ケース1. 防犯活動中に、点灯式誘導棒を振っていた時に、誤って誘導したことにより駐車中の車両に衝突させ損害を与えた。

ケース2. 自転車で防犯活動中に、歩道上の歩行者に衝突しケガをさせた。

■ お支払いの対象とならない事例 ×

ケース1. 自動車（青パト等）で防犯活動中、通行人と衝突し相手にケガをさせた。

ケース2. 原動機付自転車で防犯活動中、停車中の車両に衝突し損害を与えた。

（※自動車（二輪車および原動機付自転車を含む）を所有・使用・管理しているときの事故は自動車保険の補償対象であるため対象にはなりません。
※管理財物（第三者から預かっているものなど）に対する賠償は対象にはなりません。）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。】

■補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

◆保険金をお支払いする主な場合

【傷害保険の場合】

被保険者が、「防犯活動中の事故（注1）」（以下「事故」といいます。）によりケガ（注2）をされた場合に、下記の「傷害」保険金をお支払いします。

（注1）事故とは、急激かつ偶然な外来の事故によるものをいいます。

（注2）ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

● 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金はお支払いできません。

1. 死亡保険金

事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

■ 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額

2. 後遺障害保険金

事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

■ 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）

3. 入院保険金

事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

■ 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から180日以内）

4. 手術保険金

事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金のみをお支払いします。

① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1）

② 先進医療に該当する手術（※2）

■ ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍）

＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍）

（※1）以下の手術は対象となりません。

創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術

（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りず。

5. 通院保険金

事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

■ 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度）

（注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。

（※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。

（注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

【賠償責任保険の場合】

防犯活動に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

1. 損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等（*）等）

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用

3. 損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用

4. 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用

※ 損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎりず。

5. 損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用

6. 他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用

1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額（免責金額）を超過する金額とし、パンフレットに記載された保険金額を限度とします。

なお、4の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

◆ この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

◆ この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

◆保険金をお支払いできない主な場合

【傷害保険の場合】

次の事由により生じたケガは保険金のお支払の対象となりません。

1. 故意または重大な過失
 2. 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 3. 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
 4. 脳疾患、疾病または心神喪失
 5. 妊娠、出産、早産または流産
 6. 外科的手術その他の医療処置
 7. 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの
 8. 地震、噴火またはこれらによる津波
 9. 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの
 10. ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合は除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
 11. 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
- （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

【賠償責任保険の場合】

直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

1. 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。
 2. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
 3. 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任
 4. 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（注）
 5. 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。
 6. 被保険者の使用人等が被保険者の業務に従事中被った身体の障害によって生じた賠償責任
 7. 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
 8. 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任（注）
 9. 航空機、昇降機、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）または施設外における船・車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
- （注）この保険で保険金のお支払の対象とならない「被保険者が所有、使用または管理する財物」は、以下の①から③に限定されています。
- ①被保険者が所有する財物
 - ②被保険者が他人から受託している財物（借りている財物、支給された財物、保管している財物などの受託物をいいます。）
 - ③被保険者が行う作業の対象物 など

<用語のご説明>

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。（ https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html ）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

■ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ◆ ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - ◆ 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ◆ ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の人数 ★他の保険契約等（※）の加入状況
- （※）「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - * 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ◆ 死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- ◆ 被保険者の人数が増加または減少となる場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - ◆ ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してご支払いすることがあります。
 - ◆ 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - ◆ ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - ◆ 団体から脱退される場合は、必ず取扱代理店または損保ジャパンにお申し出ください。
- <被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎりず。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◆ 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

◆ 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または病気の影響>

◆ すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

【傷害】 保険責任は保険期間初日の2022年6月1日午前0時に始まります。

【賠償責任】 保険責任は保険期間初日の2022年6月1日午後4時に始まります。

※ 中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）午前0時に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- ◆ 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ◆ 賠償事故が発生した場合は、以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - ① 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - ② 上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ③ 損害賠償の請求の内容
- ◆ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- ◆ 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- ◆ 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- ◆ 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- ◆ この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- ◆ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- ◆ 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- ◆ 上記のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- ◆ 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- ◆ 保険金のご請求にあたっては、次に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票、被保険者名簿 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	「防犯協会員団体総合補償傷害保険」事故報告書、事故状況報告書、傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書 など
3	傷害の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害に関する事故の場合、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書 など ②他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など
4	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
5	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など
6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 など

（注1） 事故の内容またはケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2） 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

◆ 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

◆ ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（注） ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

・ 傷害保険部分については、複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

【引受保険会社】

<引受割合>

損害保険ジャパン株式会社（幹事会社）

79.0%

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

5.0%

東京海上日動火災保険株式会社

6.0%

・ 賠償責任保険部分については、損保ジャパン100%の単独引受となります。

<引受割合>

三井住友海上火災保険株式会社

7.0%

日新火災海上保険株式会社

3.0%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- ・ 傷害保険部分については、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
- ・ 賠償責任保険部分については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

10. 個人情報の取扱いについて

- ◆ 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- ◆ 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

■ ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等がお客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類、セットされる特約）
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の人数は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

【取扱代理店】

株式会社 たいよう共済

〒102-8633 東京都千代田区平河町2-3-6 平河町共済ビル

TEL 03-3230-2911

受付時間：月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除きます。）午前9時から午後5時まで

【幹事引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

【契約に関する問い合わせ先】

営業開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL : 03-3349-3578

受付時間：平日午前9時～午後5時まで
（祝日、12月31日～1月3日を除きます。）

【事故に関する問い合わせ先】

本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第一課

〒164-8608 東京都中野区中野4丁目10番2号

中野セントラルパークサウス5階

TEL : 050-3808-6600

FAX : 03-3385-5500

受付時間：平日午前9時～午後5時まで
（祝日、12月31日～1月3日を除きます。）

<保険金ご請求お手続きの流れ>

- ① 防犯活動従事者（被保険者）よりご所属の防犯協会へ連絡
- ② 防犯協会にて「事故および被保険者認定書」「被保険者名簿」「加入依頼書（加入台帳等加入型が確認可能なもの）」をそろえて損保ジャパン本店企業保険金サービス部団体保険金サービス第一課へ郵送またはFAXでご報告ください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般財団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

【ナビダイヤル】0570-022808 <通話料有料>

受付時間 平日の午前9時15分～午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/>

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入依頼書（写）および被保険者名簿は大切に保管してください。